第二十七条の十三第二項中「第四十二条の四の二第十二項」を「第四十二条の四の二第四項」に、「第四十二条の五第十項」を「第四十二条の五第十三項」に、「及び第四十二条の十二第六項」を「、第四十二条の十二第六項、第四十二条の十二の二第七項、第四十二条の十二の三第十項及び第四十二条の十二の四第六項」に改める。

第二十八条の八を次のように改める。

（特定信頼性向上設備の特別償却）

第二十八条の八　法第四十四条の五第一項に規定する政令で定める減価償却資産は、同項の認定を受けた実施計画（同項に規定する実施計画をいう。）に係る信頼性向上施設整備事業（電気通信基盤充実臨時措置法（平成三年法律第二十七号）第二条第四項に規定する信頼性向上施設整備事業をいう。）により整備される同法第二条第三項第一号に掲げる施設を構成するもので、電磁的記録（法第四十四条の五第一項に規定する電磁的記録をいう。以下この項及び次項第一号において同じ。）の保管及び電磁的記録に記録された情報の電磁的方法（法第四十四条の五第一項に規定する電磁的方法をいう。次項第一号において同じ。）による提供の事業の用に供されるものとして総務大臣が財務大臣と協議して指定するものとする。

2　法第四十四条の五第一項に規定する政令で定めるところにより証明がされたときは、その事業の用に供する特定信頼性向上設備（同項に規定する特定信頼性向上設備をいう。第二号において同じ。）につき、総務大臣の次に掲げる要件に該当する旨を証する書類を確定申告書等に添付することにより証明がされた場合とする。

一　専ら、電磁的記録に記録された情報について複製（電磁的記録によるものに限る。）を作成し、及び保管し、並びに災害その他の事情により当該情報の利用に支障が生じた場合において当該複製を電磁的方法により提供するためのものであること。

二　法第四十四条の五第一項に規定する法人の次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める要件を満たすこと。

イ　東京圏（多極分散型国土形成促進法（昭和六十三年法律第八十三号）第二十二条第一項に規定する東京圏をいう。以下この号において同じ。）内に設置された施設及び東京圏以外の地域内に設置された施設を利用して情報通信業のうち財務省令で定める事業（以下この号において「特定情報通信業」という。）を行う法人　当該特定信頼性向上設備が東京圏以外の地域内において新設又は増設をした当該法人の特定情報通信業の用に供する一の生産等設備（発電に係る設備を含む。以下この号において同じ。）を構成するものであり、かつ、当該特定信頼性向上設備の取得価額（法人税法施行令第五十四条第一項各号の規定により計算した取得価額をいう。イにおいて同じ。）の合計額の当該一の生産等設備を構成する減価償却資産（法人税法施行令第十三条第一号から第七号までに掲げるものに限る。）の取得価額の合計額に占める割合が百分の二十以上のもの（当該特定信頼性向上設備の取得価額の合計額が五億円未満のものを除く。）であること。

ロ　イに掲げる法人以外の特定情報通信業を行う法人　当該特定信頼性向上設備が東京圏以外の地域内において新設又は増設をした当該法人の特定情報通信業の用に供する一の生産等設備を構成するものであること。

3　総務大臣は、第一項の規定により減価償却資産を指定したときは、これを告示する。

第二十八条の九第一項第一号中「半島振興対策実施地域、」及び「、離島振興対策実施地域若しくはこれに類する地区」を削り、同号イを削り、同号ロ中「第一欄のロ」を「第一欄のイ」に改め、同号ロ⑴中「第五項第二号イ及びロ」を「第四項第一号イ及びロ」に、「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同号ロ⑵中「第五項第二号ハ」を「第四項第一号ハ」に、「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同号ロを同号イとし、同号ハ及びニを削り、同号ホ中「第一欄のニ」を「第一欄のロ」に、「第五項第四号」を「第四項第二号」に、「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同号ホを同号ロとし、同条第二項第一号中「限る。次号イ及び第三号」を「限る。以下この条」に改め、同条第三項中「第一欄のロ」を「第一欄のイ」に、「同欄のロ」を「同欄のイ」に改め、同条第四項を削り、同条第五項第一号を削り、同項第二号中「第一欄のロ」を「第一欄のイ」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号を削り、同項第四号中「第一欄のニ」を「第一欄のロ」に改め、同号を同項第二号とし、同項を同条第四項とし、同条第六項を削り、同条第七項第一号中「第四号及び第五号」を「第三号」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「第十二項」を「第十項」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号を削り、同項第五号中「第五項第二号ハ」を「前項第一号ハ」に改め、同号を同項第三号とし、同項を同条第五項とし、同条第八項から第十項までを二項ずつ繰り上げ、同条第十一項中「第九項第一号」を「第七項第一号」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十二項を同条第十項とし、同項の次に次の二項を加える。

11　法第四十五条第二項に規定する政令で定める期間は、平成二十五年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで（同項の表の第二号の上欄に規定する区域に係る同欄に規定する政令で定める地区にあつては、平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで）の期間（これらの期間内に同表の第一号の上欄に規定する半島振興対策実施地域又は同表の第二号の上欄に規定する離島振興対策実施地域若しくは同欄に規定する区域に該当しないこととなつた地区については、それぞれこれらの期間の初日からその該当しないこととなつた日までの期間）とする。

12　法第四十五条第二項に規定する政令で定める中小規模法人は、資本金の額若しくは出資金の額（第十五項第一号及び第十八項第一号において「資本金の額等」という。）が五千万円以下の法人又は資本若しくは出資を有しない法人とする。

第二十八条の九第十三項中「国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣」を「関係大臣」に、「第六項」を「計画基準を定めたとき、又は第十四項若しくは第十七項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同項の前に次の八項を加える。

13　法第四十五条第二項に規定する政令で定める場合は、その法人が同項の表の各号の上欄に掲げる地区において当該各号の中欄に掲げる事業の用に供した当該各号の下欄に掲げる設備について、当該地区に係る産業投資促進計画（当該地区に係る同表の第一号の上欄に規定する指定された地区又は同表の第二号の上欄に規定する指定された地区若しくは同欄に規定する区域内の市町村の長が策定する産業の振興に関する計画をいい、産業の振興に資する計画の基準として関係大臣（総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣をいう。以下この条において同じ。）が定める基準（以下この条において「計画基準」という。）を満たすものに限る。）に記載された振興の対象となる事業その他の事項に適合するものである旨の当該産業投資促進計画を策定した市町村の長の確認がある場合とする。

14　法第四十五条第二項の表の第一号の上欄に規定する政令で定める地区は、同欄に規定する指定された地区内の市町村の長が策定する産業の振興に関する計画のうち計画基準を満たすものに係る地区として関係大臣が指定する地区とする。

15　法第四十五条第二項の表の第一号の中欄に規定する政令で定める事業は、製造業、農林水産物等販売業（同号の上欄に掲げる地区において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に当該地区以外の地域の者に販売することを目的とする事業をいう。第二号において同じ。）、旅館業及び情報サービス業等（情報サービス業その他の財務省令で定める事業をいう。第二号及び第十八項において同じ。）のうち、同表の第一号の上欄に掲げる地区に係る第十三項に規定する産業投資促進計画に記載された事業とし、同号の下欄に規定する事業の用に供される設備で政令で定める規模のものは、次の各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める規模のものとする。

一　製造業又は旅館業　一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が五百万円（資本金の額等が千万円超五千万円以下である法人にあつては千万円とし、資本金の額等が五千万円超である法人にあつては二千万円とする。）以上である場合の当該一の設備

二　農林水産物等販売業又は情報サービス業等　一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が五百万円以上である場合の当該一の設備